

記者発表 令和6年10月30日(水) 14時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
上下水道事業局 水道工務課 (電話059-237-5810)	水道工務課長 市川 浩司

津市水道事業の維持、修繕業務における詐欺に関する 被害届の提出について

津市水道事業の給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務（以下「維持、修繕業務」という。）に関し、インターネット上で新英工業株式会社（以下「新英工業」という。）に優先的に工事を発注している疑惑があるとの記事が掲載されたことなどを受け、当該業務に関する契約の状況等の事実確認を目的として調査を実施していたところ、当該業務に関連して水道工務課職員の関与による詐欺が疑われる行為が判明し、令和6年10月29日（火）に津警察署へ被害届を提出しました。その概要は下記のとおりです。

記

1 事案の概要

令和6年4月19日に戸木町地内で、同年6月17日に海岸町地内で職員A及び職員Bほか水道工務課職員1名が直営で行った止水栓不良修繕並びに同年6月3日に長岡町地内で職員A及び職員Bが直営で行った止水栓不良修繕について、職員が直営で実施した修繕であるにもかかわらず、新英工業が実施した維持、修繕業務とすることを職員Aが企図しました。また、職員Bは、職員Aの意図を知りながらも、職員Aに命令されるがまま上記3件の修繕を行いました。

職員Aは、職員が直営で実施した修繕の施工写真を、自身が所有するスマートフォンで撮影して事業者Cに送信し、送信した施工写真を使用して維持、修繕業務に係る「維持・修繕業務日報」、「業務完了報告書」等の書類を作成するよう伝えるなど、新英工業が実施した業務と偽装させて、事業者Cに津市上下水道事業管理者から当該業務委託料合計11万1,430円を騙し取らせたものです。

本件については、維持、修繕業務に関する調査を行う中で、関係書類の中に不自然な施工写真を発見したことから、職員A及び職員Bに事情説明を求めたところ、自身の行為について述べ、さらに、同年10月21日に事業者Cに事実を確認したところ、事業者Cについても当該事実を認めました。

このため、同年10月29日付けで津警察署に被害届を提出しました。

2 被害届の概要

(1) 当事者

- ア 職員A 上下水道事業局水道工務課維持管理担当技能長（51歳・男性）
- イ 職員B 上下水道事業局水道工務課技能員（31歳・男性）
- ウ 事業者C 新英工業株式会社代表取締役（50歳・男性）

(2) 被害金額（税込）

戸木町地内分	5万7,090円
海岸町地内分	2万7,170円
長岡町地内分	2万7,170円
合計	11万1,430円

3 講じた措置

令和6年10月29日に津警察署で被害届が受理されたことを受け、同月30日付で職員A及び職員Bに対し、水道工務課から上下水道管理課へ配置換とする人事異動を行いました。

新英工業に対しては、安芸事業所所管の維持、修繕業務について、同月29日から当分の間、当該業務の発注を見合わせることにしました。また、水道工務課所管の維持、修繕業務及び待機業務については、当該業務に関する委託契約の実施において、発注先となる津市水道指定事業者協同組合に対し、当分の間、新英工業を修繕等実施組合員等として選定することを見合わせるよう依頼しました。

津市水道事業における維持、修繕業務に関する調査結果報告書

令和6年10月30日

津市上下水道事業管理者

この報告書は、津市水道事業の給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務（以下「維持、修繕業務」という。）に関し、インターネット上で新英工業株式会社（以下「新英工業」という。）に優先的に工事を発注している疑惑があるとの記事を掲載されたことなどを受け、当該業務に関する契約の状況等の事実確認を目的として実施した調査の結果を取りまとめたものである。

1 維持、修繕業務の概要

本業務は、水道管の破損事故等において、迅速な対応及び処置を行い、安全な水道水の安定供給を図ることを目的として、配水本管から屋内メーターまでの漏水修理、配水管及び配水施設の修繕、軽易な配水管の切り回し、配水管及びその付属施設の維持管理に関する業務等（以下「修繕等」という。）を実施する業務であり、漏水等の突発的な事象の発生への対応として実施するものである。迅速な対応とは、計画的な修繕のように設計を経て入札を行うなどの契約事務に要する時間を確保する余裕のない事態への対応を想定したものである。

本市水道事業においては水道管の老朽化の進行に伴う破損等により、年間を通じて昼夜を問わず市内各所で漏水、出水不良等が発生している。計画的な修繕のように、調査、修繕設計、修繕施工という過程の中で、各段階で入札及び契約を経て修繕を実施することとすると、修繕が完了するまでに期間を要し、水道使用者に多大な不便を生じさせてしまうことになる。

このため、維持、修繕業務は、調査から修繕の施工までを一連の業務として、上下水道事業局水道工務課においては津市水道指定事業者協同組合（以下「組合」という。）と、同局安芸事業所においては業務の受注を希望する各業者と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づく随意契約により業務委託契約を締結し、水道法第15条第2項で「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。」と規定されている給水義務を適切に果たそうとするものである。

(1) 水道工務課所管業務

津、久居及び香良洲地域における維持、修繕業務について、受注者である組合は、組合を構成する19者の組合員（令和6年度組合員数）のうち、平日昼間は9者、休日夜間は10者による当番制での業務実施体制を構築している。これに基づき、当番組合員は、原則的には1週間交替で本市か

らの修繕依頼に対応している。組合員が実施した修繕等に係る委託料は、組合が1か月単位で取りまとめ、組合から請求を受けて1か月分の総額を組合に支払っている。（令和5年度執行額：3億2,335万5,526円）

また、組合との間では維持、修繕業務委託契約とは別に修繕工事に係る待機業務委託契約（以下「待機業務委託契約」という。）を締結し、年間365日昼夜を問わず発生する維持、修繕業務に備えて組合事務所職員又は当番組合員の技術者等を確保し、迅速に業務に対応できる体制を整えている。（令和6年度契約金額：1,771万9,900円（税込））

(2) 安芸事業所所管業務

河芸、芸濃、美里及び安濃地域における維持、修繕業務について、原則として同地域内に事業所を有し、同業務の受注を希望する業者（令和6年度契約業者数：18者）と個別に業務委託契約を締結し、安芸事業所において、地域ごとに1週間交替で業者の当番を決めている。各業者が実施した修繕等に係る委託料は、1か月単位で取りまとめて各修繕等実施業者から請求を受けて、直接、各修繕等実施業者に支払っている。（令和5年度執行額：8,319万7,430円）

なお、安芸事業所所管においては、維持、修繕業務に備えた待機に係る業務委託契約は締結していない。

2 維持、修繕業務の流れ

漏水、出水不良、濁水等が発生した旨の通報等があった場合の、維持、修繕業務を実施する際の水道工務課及び安芸事業所におけるこれまでの基本的な業務の流れは次のとおりである。

(1) 水道工務課所管

ア 漏水等の通報を受けた水道工務課維持管理担当の事務所に常駐する職員（主に技術職）は、同担当の技能員のうち主に現場での修繕業務を担う技能員4名で構成する修繕班（以下「修繕班」という。）に現地調査を指示

イ 修繕班による現地確認（簡易な修繕については、修繕班が直営修繕を実施する場合がある。）

ウ 修繕班の技能員が組合に修繕等を依頼

エ 組合は修繕等実施組合員を選定

- オ 組合員が修繕等を実施
 - カ 修繕等実施組合員は、業務日ごとに修繕等実施後に使用材料の数量、掘削状況等を記載した「維持・修繕業務日報」等の必要書類を組合に提出し、組合は1か月単位で全修繕等実施組合員分の「維持・修繕業務日報」等を取りまとめて水道工務課に提出（毎月20日締め）
 - キ 水道工務課維持管理担当技術職員及び技能員は、提出された「維持・修繕業務日報」に記載された使用材料の数量等に基づき、修繕等に要した費用を官公庁の積算基準に準じて積算し、水道工務課長決裁の上、組合に提示
 - ク 組合は、水道工務課維持管理担当技術職員及び技能員が行った費用積算を確認した上で業務完了報告書を水道工務課に提出
 - ケ 水道工務課は、組合から提出された業務完了報告書を確認
 - コ 組合は、1か月分を取りまとめた請求書を水道工務課へ提出
 - サ 水道工務課は、1か月分の全修繕等実施組合員分の総額を委託料として組合に支払
 - シ 組合は、委託料を各修繕等実施組合員に支払
- (2) 安芸事業所所管
- ア 漏水等の通報を受けた安芸事業所の事務所に常駐する職員は、同所事業担当技術職員に現地調査を指示
 - イ 安芸事業所事業担当技術職員による現地確認
 - ウ 安芸事業所事業担当技術職員が当番業者等に修繕等を依頼
 - エ 業者が修繕等を実施
 - オ 修繕等実施業者は、業務日ごとに修繕等実施後に使用材料の数量、掘削状況等を記載した「維持・修繕業務日報」等の必要書類を1か月単位で安芸事業所に提出（毎月20日締め）
 - カ 安芸事業所事業担当技術職員は、提出された「維持・修繕業務日報」に記載された使用材料の数量等に基づき、修繕等に要した費用を官公庁の積算基準に準じて積算し、安芸事業所長決裁の上、修繕等実施業者に提示
 - キ 修繕等実施業者は安芸事業所が行った費用積算を確認した上で業務完了報告書を安芸事業所に提出
 - ク 安芸事業所は、業務完了報告書を確認
 - ケ 各修繕等実施業者は、1か月分を取りまとめた請求書を安芸事業所へ

提出

コ 安芸事業所は、修繕等実施業者に委託料を支払

3 維持、修繕業務の検証等

水道工務課及び安芸事業所所管における維持、修繕業務について、文書の保存期間内である平成31年4月から令和6年8月までの関係書類の確認、受注者及び維持、修繕業務関係職員等からの聴き取りによる調査及び検証を行った。

(1) 業務の仕組み

維持、修繕業務委託契約は、水道管の破損等が発生した場合に迅速な対応を行い、水道使用者への被害を最小限に抑えることを目的としており、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づく随意契約による業務委託契約を締結し、発生する漏水等に対応できる体制を整えることにより、可能な限り迅速に水道管の修繕等が実施できていたという観点においては、当該業務委託契約を締結していることについては合理的なものであり、有効に機能していたものである。

(2) 業務の対象

維持、修繕業務の対象となる水道管の修繕等については、様々なケースがある中、地中を掘削して水道管の状況を把握しなければ修繕等の範囲や実施方法を決定することができず、修繕等に要する全体の金額を算出できないことが多い。また、業務着手後に水道管の状況等、現場の事情によって想定した金額とは異なる額の修繕等になる場合がある。

このようなことから、1件で数百万円と高額になっている業務もあるが、これは業務実施後に現場箇所付近での漏水の再発等を防止するため、一定の区間の修繕等を完了しようとしたなど、現場の事情を踏まえて業務を実施した結果である。

しかしながら、業務着手後には、これまでの経験等からも業務の規模や金額に係る一定の予測は可能であり、規模が大きくなる場合や高額になることが想定される場合には、一旦、水道使用者への支障を解消するための応急的な対応にとどめ、本格的な復旧については、別途、修繕に係る設計を行った上で、競争入札等により修繕を発注する方法も検討できたものである。

また、本来であれば、維持、修繕業務の対象とすること自体が適切とは

言い難い事案も存在した。とりわけ安芸事業所所管における経年劣化に伴う配水管の布設替の中には、劣化状況に応じて計画的に設計発注を行うことが可能な修繕が含まれ、入札及び契約事務に要する期間を短縮する合理的理由があるとまでは認められないものまで、維持、修繕業務の対象としていた。これは、業務を効率化、簡略化することによって、水道使用者への影響を最小限にとどめようとする意識から維持、修繕業務により実施したものであるとはいえ、維持、修繕業務の範囲を拡大解釈して実施したものと捉えている。

(3) 業務の依頼方法

水道工務課から組合への業務依頼に当たっては、漏水等の現場を確認した技能員が、原則的には、平日昼間は組合事務所へ連絡することとしていた。

しかし、本市職員からの聴き取りでは、「組合事務所に手配を任せると対応が遅いため、修繕を早急に行い、水道使用者に不便を生じさせないために、技能員が組合を通さず直接、組合員の手配を行っていた」、「当番組合員に断られた場合や当番組合員のこれまでの業務実施状況等から施工余力がないと技能員が判断した場合には、技能員が施工余力を有すると見込まれる組合員を自ら選定して依頼していたケースが多くあった」等の説明があった。また、組合からの聴き取りでは、「当番制であるにもかかわらず、他工事等により対応してもらえない組合員があった」、「当番組合員への依頼が全て断られた場合には、組合から連絡している余裕が無く、市から直接依頼した方が組合員は依頼を断りにくいとの感覚から、組合員の手配を技能員等に依頼していた」との証言があった。組合員からの聴き取りでは、「他工事等の受注状況から多くの依頼を断っていた」等の証言もあった。

1 (1)に記載のとおり、組合とは待機業務委託契約を締結しており、当該業務の実施仕様書には業務内容として、組合が修繕等を実施する組合員の手配を行わなければならない旨が記載されているが、実際には、技能員が組合に代わって組合員を手配していたことも多くあった実態が認められた。

この要因としては、組合と技能員の双方が、待機業務委託契約に係る発注者と受注者の役割分担に対する意識が薄く、安易に「市が直接組合員に依頼した方が依頼を受けてもらいやすい」と感じていたことにあり、長年にわたる業務の中で技能員による組合員の手配が慣習化していたことにあ

る。

受注者である組合の対応は、契約の履行状況として一部問題となる部分があったもので、発注者としても技能員が直接組合員を手配する行為は行き過ぎた対応であった。また、本来、市が行う必要のなかった技能員による組合員の手配において、当番組合員に断られた場合や当番組合員のこれまでの業務実施状況等から施工余力がないと判断した場合の組合員の選定ルールは明確なものが存在しておらず、業務を依頼する技能員の経験等からの感覚的なものであったところにも問題があった。

安芸事業所では、同所が作成した所管内各地域の当番表に基づき、まず当番業者に連絡し、当番業者に断られた場合は次週の当番業者に連絡することとしていた。

しかし、本市職員からの聴き取りでは、「当番業者及び次週の当番業者に断られることが多く、その場合には、担当職員（主に技術職）が事業担当主幹及び所長に相談し、各業者の他工事の受注状況等を勘案して、施工余力があると見込まれる業者を選んでいった」との説明があった。また、業者からの聴き取りにおいても、「他工事等の受注状況から多くの依頼を断っていた」、「他工事等の受注もあるので急に依頼があっても融通が利かない」等の証言もあった。安芸事業所においては、水道工務課が組合と締結している維持、修繕業務に備えた待機に係る業務委託契約を各業者とは締結しておらず、業者に対して業務に備えての待機を強制できるものではなく、当番制とはいうものの、実質的には業務を依頼する度に業者を探していたというのが実情であった。

水道工務課及び安芸事業所のいずれにおいても、業務の依頼を受けてもらえる組合員又は業者の確保に苦慮していた状況から、結果的に業務の依頼を受けてもらいやすい組合員又は業者への業務の依頼が次第に多くなり、それが常態化していったものではあるものの、業者間での業務依頼の偏りに対する意識の欠落の下で、業務の依頼を受けてもらいやすい業者に過度に依存していたことに変わりはない。

(4) 業務執行体制

維持、修繕業務に係る担当職員の役割を確認すると、業務の依頼を行うまでの流れは、水道工務課にあっては、平日昼間は、漏水等の一報が水道工務課事務所に入った場合、これを受報するのは同課維持管理担当の事務所に常駐する職員（主に技術職）であり、これを受けて同課維持管理担当

主幹等は現地確認が必要と判断した場合、修繕班に現地確認を指示し、修繕班は現地を確認した上で組合員による修繕等が必要と判断した場合には組合事務所へ連絡することとなる。修繕班は、現地に到着した修繕等実施組合員に、状況の説明を行い、場合によっては修繕等実施組合員と対処方法に係る協議を経て、修繕業務の依頼を行うこととなる。この一連の流れにおける判断は全て修繕班が行っていることが通例となっていた。なお、休日及び夜間は、通報を受報した上下水道庁舎警備員が、組合が事前に定めた当番組合員へ直接連絡し、修繕班による現地確認は行わない。

本市において技能員とは、労務作業、工事及びそれに準ずる業務、技術上の実務に従事する職員として位置付けられている職種であるが、維持、修繕業務においては、本来、組織として判断や意思決定をするべき組合員への発注や指示などを技能員の判断で完結させていたというのが実態であった。これは、一部の技能員にあっては長年にわたり水道事業に従事しており、技術上の水道に関することについて相当高度の知識及び経験を有していたことから、組織としてこれら技能員に業務の流れを任せすぎていることが要因となっていたと考える。

一方、安芸事業所にあっては、維持、修繕業務を担当する技能員は配置されておらず、事業所事務所に常駐する技術職員らが一連の業務に当たっていることから、組織としての意思決定をすべき職員が判断等を行っていたところであるが、当該職員らの知識、経験、認識が不足していたものと捉えている。

(5) 業務の依頼状況の管理

水道工務課所管業務における業務の依頼状況については、本来であれば、組合への業務依頼時に「業務受付票」、「業務委託票」及び「業務完了報告票」からなる三連の複写様式に業務場所、委託発注年月日などの基本的事項を記載した上で、水道工務課において「業務受付票」を保管するとともに、「業務委託票」及び「業務完了報告票」を組合へ送付することとなっていた。また、組合は、業務完了時に「業務完了報告票」に完了内容等を記載して、維持・修繕業務日報等とともに水道工務課に提出することとなっていた。しかしながら、この手続が平成18年頃から形骸化し、組合から業務完了後に提出される日報に基づいて、後日、水道工務課がまとめて三連の複写様式を作成するという状況になっていた。このため、水道工務課においては、組織としては業務の完了後に組合から提出された日報の

みをもって業務の状況の把握をしている状態にあり、業務が完了するまで、何をどの組合員に依頼しているのかを水道工務課も組合も把握できていない状態であった。このことは、実質的に、契約に基づく業務の執行状況が管理できていなかったということになる。

なお、安芸事業所所管業務については、業者への業務依頼時に三連の複写様式に基本的事項を記載した上で、「業務受付票」を安芸事業所で保管し、「業務委託票」及び「業務完了報告票」を業者に交付し、修繕完了時に完了内容が記載された「業務完了報告票」が維持・修繕業務日報等とともに提出されている。

(6) 講じた措置

水道工務課所管分では、組合専務理事に対し、修繕等実施組合員の決定と連絡は組合が自ら行うことなど業務委託契約に基づいた履行の徹底を指示・確認した。確認後の業務依頼においては、修繕等実施組合員の決定等は全て組合により行われている。また、修繕場所通知書を水道工務課の技術職員が作成して組合に送付することにより依頼案件の管理を行い、修繕等の範囲や方法については、簡易な業務以外は現場確認した修繕班からの報告を受け、水道工務課の技術職員が最終的判断を行うこととした。

安芸事業所では、当面の対応として、業者選定経緯を記録した文書を保存することとしたが、修繕等の内容に応じた当番体制を始めとする客観性のある業者選定ルールを確立するための検討を開始した。

水道工務課及び安芸事業所では、維持、修繕業務の範囲を拡大解釈して実施していた漏水箇所付近を含めた布設替については、競争入札等により発注することとした。

今回の調査結果等を踏まえ、発注者側においても現行の維持、修繕業務委託契約に基づき、適正に事務を執行するよう水道工務課及び安芸事業所に徹底した。また、令和7年度以降の業務委託契約の在り方の検討を開始した。

4 特定業者への発注の偏り

(1) 水道工務課所管分の検証

水道工務課所管分では、別紙1-1のとおり、業務全体の委託料が、令和5年度は前年度に比べて約1億2,000万円増加している。修繕内容別で見ると、別紙2-1のとおり、公道配水管に係る委託料が約2,100

万円、公道給水管に係る委託料が約6,500万円、舗装復旧等に係る委託料が約3,500万円増加している。

増加の主な要因は、宅内修繕と比較して業務1件当たりの委託料が高額となる道路事業に伴う給水管の移設件数が、令和4年度は164件であったものが令和5年度には199件と35件増加したこと、漏水等の再発を防ぐため修繕の範囲を部分補修ではなく本管からメーターまでの取替としたことにより1件当たり平均約8万円の増加となったことである。また、水道管の老朽化が進行する中で、比較的口径の大きい送水管（口径800ミリメートル）の漏水があったこと、気温の上昇に伴って地熱も上昇し、水道管の膨張により破損した偶発的な漏水等の発生が重なったことも一つの要因と捉えている。

新英工業への業務依頼状況としては、別紙1-1のとおり、業務全体の委託料が令和5年度は前年度に比べて約5,200万円増加している。修繕内容別で見ると、別紙2-1のとおり、公道給水管に係る委託料が約2,900万円、舗装復旧等に係る委託料が約2,400万円増加している。この増加傾向は、業務全体の状況と同様である。

また、各年度における全組合員の修繕等の施工日を検証したところ、別紙3-1のとおり、各年度とも概ね当番時が約30%、当番時以外が約70%という状況（一日に修繕等の業務が複数箇所発生し、当番組合員に施工余力がないことから当番組合員以外が実施した割合を含む。）であり、この割合は、新英工業が組合員として業務に参入した前後で変わりはない。

新英工業への業務依頼の増加については、公道給水管及び舗装復旧等に係る業務の増加によるものであり、前年度対比の増加率で見ると新英工業を上回る他組合員も存在すること、また、修繕等の施工日の状況からも、新英工業のみに高額な業務や多数の業務を依頼したり、意図的に新英工業にのみ当番日以外に多くの業務を依頼したりしたものではないと考えている。

とはいえ、件数及び金額において令和3年度から令和5年度の推移を見ると、新英工業への業務依頼が多かったことは事実である。このことについては、業務の全体量が増加する中で、技能員が水道施設を何とか健全な状態に保ちたいとの一心から早急に修繕等に対応してくれる業者を探した結果として、修繕業務を主な生業としており業務依頼を受けてもらえることが多かった新英工業への業務依頼が増えることとなったものと捉えてい

る。

本調査では、新英工業に特別の配慮をして優先的に業務を依頼していたと決定づける証拠は認められなかったものの、業務の依頼件数や請負金額から見れば、新英工業を過度に頼って業務を進めていた実態は否定できない。また、新英工業であれば業務依頼を受けてもらえるという認識が担当者間で浸透していたことや、原則は当番制であることに留意せず安易に新英工業に業務を依頼していたと考えるところでもある。

(2) 安芸事業所所管分の検証

安芸事業所所管では、別紙1-2のとおり、業務全体の委託料が、令和4年度は前年度に比べて約3,100万円、令和5年度は約2,100万円増加している。修繕内容別で見ると、別紙2-2のとおり、令和4年度は公道配水管に係る委託料が約2,400万円、舗装復旧等に係る委託料が約570万円増加している。令和5年度は公道配水管に係る委託料が約1,400万円、舗装復旧等に係る委託料が約720万円増加している。

委託料が増加した主な要因は、以前から漏水等の多発を懸念していた河川に架かる水管橋の配水管や団地内における公道の配水管の布設替などの一部について、本来であれば競争入札による契約方法を採用すべきところ、安易に、維持、修繕業務により実施したことであるが、令和5年度は水道工務課と同様、給水管の移設件数が増加したこと、気候変動によるとみられる漏水等が多かったこと、さらには修繕の範囲を見直したことによるものと捉えている。

新英工業への業務依頼状況としては、別紙1-2のとおり、業務全体の委託料が、令和4年度は前年度に比べて約2,800万円、令和5年度は約1,400万円増加している。修繕内容別で見ると、別紙2-2のとおり、令和4年度は公道配水管に係る委託料が約1,700万円、舗装復旧等に係る委託料が約480万円増加している。令和5年度は公道配水管に係る委託料が約1,100万円、舗装復旧等に係る委託料が約600万円増加している。このうち、安芸事業所所管における業務全体の委託料の増加に対して新英工業に支払った委託料の増加が占める割合は、令和4年度は約90%、令和5年度は約70%、修繕内容別で見た場合には、公道配水管に係る委託料は令和4年度で約70%、令和5年度は約80%と大きな割合を占めている。また、各年度における各業者の修繕等の施工日を検証したところ、別紙3-2のとおり、各年度とも概ね当番時が約20%、

当番時以外が約80%という状況であり、この割合は水道工務課所管での状況と同様に新英工業が業務に参入した前後で変わりはない。

安芸事業所においても水道工務課と同様に、全体の業務量が増加する中で、担当職員は水道使用者への被害を最小限に抑えるために水道施設を健全な状態に保ちたいという使命感から早急に修繕等に対応してくれる業者を探した結果として、請負工事等を受注しておらず、業務依頼を受けてもらいやすかった新英工業への業務依頼が増えることとなったものと捉えている。さらに、新英工業には業務依頼を受けてもらいやすいという認識のもと、維持、修繕業務の範囲を拡大解釈して、現に漏水等が発生している箇所付近の布設替にとどまらず、以前から漏水等の多発を懸念していた区間における配水管の布設替までも実施したことが、より多くの業務依頼に繋がったものと捉えている。

安芸事業所では、業者間での業務の偏りを全く意識することなく、単に業務依頼を受けてもらいやすい、業務の履行においても特に大きな問題は発生せずに速やかに業務が完了していたという理由のみをもって新英工業を過度に頼って業務を進めていたというのが実態である。

(3) 講じた措置

今回の調査結果等を踏まえ、特定の事業者が業務に偏らないように注意を払い、現行の維持、修繕業務委託契約に基づき、適正に事務を執行するよう水道工務課及び安芸事業所に徹底した。また、組合員や各業者の業務の状況を管理する方法について検討を開始した。

5 その他市議会において指摘のあった事案

本年9月に市議会定例会において、維持、修繕業務に関連して疑義や指摘があったことについて、調査、検証を行った。

(1) 分割発注が疑われている事案

維持、修繕業務においては、2(1)カ及び2(2)オのとおり業務を行った事業者は日単位で各種の報告を行っており、これはあくまでも日単位の実績報告であって業務の単位ではなく、当然、1件の業務を日単位の業務として分割しているという意味のものではない。したがって、逆に複数日の作業が1件の業務である事案は多く存在する。

このような中、市議会本会議及び建設水道委員会において質疑があった藤方地内での修繕については、当初、出水不良解消のため口径50ミリメ

ートルのポリエチレンパイプ1本の仮設配管を依頼し、仮設配管完了後に通水した結果、1本の配管では水量及び水圧が確保できないことが判明したことから、更にもう1本の仮設配管を依頼したものであり、それぞれの依頼は別業務であると考えている。

(2) 建設業法に違反する疑いがある事案

前項の疑義は、業務を分割して発注することにより建設業法第3条第1項及び同法施行令第1条の2第1項に規定されている軽微な建設工事として認められている請負代金が500万円に満たないという範囲を超えないよう意図的に分割したのではないかと認識しているが、当該修繕については、前項で述べたとおり別業務として考えており、この規定に抵触するものではないと判断している。

その上で、建設業法等の規定及びその規定に基づく監督処分に関する事務を所掌する三重県県土整備部建設業課に教示された同法の解釈に基づいて、全ての業務について業務単位での状況を調査したところ、この規定に違反する疑いがある事案が、別紙4のとおり、水道工務課所管で4件、安芸事業所所管で5件の計9件判明した。この9件については、建設業の許可を受けていない者が実施した業務であるにもかかわらず、それぞれの業務の請負代金の合計金額が500万円以上となっており、建設業法に違反する疑いがあると判断したものである。

このようなことに至った要因には、維持、修繕業務に関しては、業務着手後の現場の状況により、業務着手時の想定とは異なる請負代金になる場合があること、受注者が日報を提出した後に発注者が積算を行うまで受注者には請負代金が分からないことがある。

また、建設業法の規定では一義的に受注者に責任があるところだが、上下水道事業局の担当職員が、維持、修繕業務は業務委託契約であるため建設業法の適用は受けないという誤った認識の下、業務の請負代金に係る建設業法の規定を意識せずに業務を依頼していたことにも要因がある。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する疑いがある事案

藤方地内の修繕については、分割発注ではないかとの疑義とともに、業務を実施した組合員が産業廃棄物収集運搬の許可を受けていなかったのではないかと疑義が呈された。

当該疑義を受けて調査したところ、藤方地内の修繕を実施した組合員は、令和4年9月14日に個人事業主として、また、令和5年6月8日に法人

として産業廃棄物の収集運搬の許可を受けており、当該修繕の実施時には許可を受けていたことを確認した。

しかし、その他の業務について調査したところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反している疑いがある業務が見つかったため、廃棄物の監視指導に関する事務を所掌している三重県環境共生局廃棄物監視・指導課に疑義照会の相談を行った。

上下水道事業局が確認したところ、組合が受注した業務の中に、業務実施時に産業廃棄物の運搬の許可を受けていない組合員が産業廃棄物の運搬を含む業務を実施した業務があったこと、また、組合は産業廃棄物管理票を交付していなかったことが判明した。この事実は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項及び第12条の3第1項の規定に違反している疑いがあるものである。

このことの要因については、受注者である組合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する理解の欠如にある。また、上下水道事業局にあっても業務関係法令の理解不足により、適切な確認や指導ができていなかったことも要因である。

(4) 講じた措置

建設業法に違反する疑いがある9件の事案について、令和6年10月9日に三重県県土整備部建設業課への相談に加えて同月15日に津警察署にも相談を行った。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する疑いがある事案についても、三重県環境共生局廃棄物監視・指導課への相談に加えて令和6年10月15日に津警察署にも相談を行った。

受注者に対しては、関係法令の理解及び遵守を求め、早急に適切な措置を講じるよう指導した。指導後においては、関係法令に基づく必要な手続きが適正に行われていることを確認している。

また、上下水道事業局の担当職員には、維持、修繕業務関係法令への理解を深めるとともに、法令の規定を遵守し、適正に業務を執行するよう指導した。

6 業者と職員の関係

職員と業者の関係については、業務の依頼の時点や、業務を実施する場面においても状況の伝達など接点は多く存在する。また、インターネット上の

記事や市議会において、業者と職員の関係に係る疑義が指摘されていたことを受け、維持、修繕業務担当職員への複数回の聴き取りを行うとともに、匿名性を確保した上で、他の水道工務課職員（過去に在籍した職員を含む。）40名に対しては書面による調査を実施したほか、当該業務に関係する業者49者に対しても聴き取りによる調査を行った。

業務外における業者と職員の関係について、記事や市議会において、釣り堀、コンサートへの同行など、津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2号に規定する禁止行為に該当する事実があるのではないかと疑義が呈されているが、調査の結果、日常の会話の中でこれらの趣味のことを話したり、訪問先で出会ったことがある旨の説明があったものの、同行したり、一緒に手配や費用を負担してもらうなど、同号に該当するものと判断できるような説明はなかった。

しかし、聴き取りの中で、維持、修繕業務の現場において、令和6年5月に水道工務課技能員が自ら調達した弁当の代金に相当する現金約3千円を業者から受け取り、その後、この上司にあたる技能員が当該現金と今後の分を含めてという趣旨で1万円を当該業者に支払った事実が判明した。

このことは、後日、返却の意図をもって渡したとしても、自らが当然に調達した弁当について、その代金としての現金を一旦受け取った行為は、単に金銭を受け取ったこととの違いはないものであり、規則第5条第4号に規定する禁止行為（贈与）に抵触するものである。

さらに、上司である技能員がした行為は、後日になって部下が金銭を受け取った事実を取り消そうとした行為で、また、この返却について、今後の分を含めて受け取った額以上の額を手渡したと説明しているが、この行為は今後の弁当の調達を業者に指示しているとも受け取られる行為である。

その他、同条例施行規則第5条各号に規定する禁止行為に当たると認定するような説明はなく、特定の業者への業務依頼が多くなる要因となっていることを疑うような事実は確認できなかった。

なお、従前から維持、修繕業務の現場においては、複数の業者から技術職員や技能員に対して、お茶等の提供を受けることがあったことを確認しているが、これは規則第6条第1号に規定している禁止行為の例外の範疇であると認識している。

7 詐欺罪（刑法第246条）に該当する疑いがある事案

維持、修繕業務に関する調査を進める中で、水道工務課職員と新英工業代表取締役が共謀して、刑罰法令に違反する方法で公金を支出させた疑いがある事案が判明した。

(1) 当事者

ア 職員A：津市上下水道事業局水道工務課維持管理担当技能長

(51歳、男性)

イ 職員B：津市上下水道事業局水道工務課技能員

(31歳、男性)

ウ 事業者C：新英工業代表取締役（50歳、男性）

(2) 事案の概要

職員Aは、令和6年4月19日に戸木町地内で、同年6月17日に海岸町地内で職員A及び職員Bほか水道工務課職員1名が直営で行った止水栓不良修繕並びに同月3日に長岡町地内で職員A及び職員Bが直営で行った止水栓不良修繕について、職員が直営で実施した修繕であるにもかかわらず、新英工業が実施した維持、修繕業務の修繕とすることを企図した。また、職員Bは、職員Aの意図を知りながらも、職員Aに命令されるがまま上記3件の修繕を行ったものである。職員Aは、職員が直営で実施した修繕の施工写真を自身が所有するスマートフォンで撮影して事業者Cに送信し、送信した施工写真を使用して維持、修繕業務に係る「維持・修繕業務日報」、「業務完了報告書」等の書類を作成するよう伝えるなど、新英工業が実施した業務と偽装させて、事業者Cに津市上下水道事業管理者から当該業務委託料合計11万1,430円を騙し取らせたものである。

本件については、維持、修繕業務に関する調査を行う中で、関係書類の中に不自然な施工写真を発見したことから、本市において職員A及び職員Bに事情説明を求めたところ、上記の自身の行為について述べたもので、さらに、同年10月21日に事業者Cに事実を確認したところ、事業者Cについても当該事実を認めたものである。

(3) 被害金額（税込）

戸木町地内分 5万7,090円

海岸町地内分 2万7,170円

長岡町地内分 2万7,170円

合計 11万1,430円

(4) 本件に係る検証

本市における聴き取りでは、職員Aは、事業者Cが昼夜を厭わず本市が依頼する緊急の業務を断らずに受けてくれていたことにより、結果として水道管の修繕等に係る業務が円滑に進められ、市民の生命に直結する重要なライフラインを保全できていたことへの謝意を示すという意図で行ったと説明している。この行為は、3(5)で記述したように組織として修繕等の依頼状況の把握・管理ができていない状況を利用して、本来発生することのない虚偽の経費を発生させたもので、公務員としてあるまじき行為であり、たとえ職員Aが説明しているように、これが通常の業務の中での謝意を示す意図によるものであったとしても、当該行為の違法性を阻却するものではない。

このようなことに至った要因は、職員Aが長期にわたり水道事業の修繕業務に従事し、事業者に対する業務の依頼や、業務実施における現場立会など多くの接点がある中で、事業者Cとの関係がこのような行為を起こさせるまでに形成されていったこと、そして何よりも、職員自身に公務員としてのコンプライアンス意識が欠如していたことである。このことは更に、後に同業務に共に従事することとなった後輩職員のコンプライアンス意識にも影響を与えたものである。

これと同時に、事案の起因となった維持、修繕業務の依頼の場面において業者選定に関する実質的な裁量権を有していたこと、また、当該職員を管理監督すべき上司が技能員の職務の域を超えた裁量を許容し、組織としてのチェック機能が働いていなかったことは、結果的に本件の背景として利用されることになったものと考えられる。

なお、当該業務委託料を含む組合への支出行為に関しては、形式的には適正な書類により支出が行われていることを確認しており、財政・会計部門においては疑いの余地を挟めるものではなかった。

(5) 講じた措置

令和6年10月29日に津警察署に被害届を提出し、同日、この被害届は受理された。

これを受け、同月30日付で職員A及び職員Bに対し、水道工務課から上下水道管理課へ配置換とする人事異動を行った。

新英工業に対しては、安芸事業所所管の維持、修繕業務について、同月29日から当分の間、当該業務の発注を見合わせることにした。また、水道工務課所管の維持、修繕業務及び待機業務については、当該業務に関す

る委託契約の実施において、当分の間、新英工業を修繕等実施組合員等として選定することを見合わせるよう組合に依頼することとした。

8 今後の対応

今回の調査において明らかになった課題・問題点を踏まえ、維持、修繕業務における業務依頼、業務管理等の運用方法、組合との関係に係る契約の在り方、指示命令系統の再認識など業務の見直しに向けた検討を進める。また、建設業法を始めとする業務関係法令の知識向上、組織統制の強化、業務執行体制や職員配置などの改善に向けた検討を行うとともに、コンプライアンスを遵守した適正な業務執行を徹底していく。

詐欺罪に該当する疑いに関しては、今後、警察の捜査に全面的に協力するとともに、被害金額については返還を求めていく。

また、建設業法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する疑いについては、それぞれ三重県の所管課及び警察との相談を引き続き行うとともに、県の関係部署の調査や警察の捜査に協力していく。

関係職員の処分については、今後の捜査状況等を踏まえ厳正に対応していく。

「給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務」業者別修繕実績（水道工務課所管分）

業者名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)
新英工業					6	2,175,439	229	50,440,800	296	102,501,900	531	155,118,139
創建	122	22,296,217	157	29,323,822	148	32,510,148	92	21,111,700	149	40,515,630	668	145,757,517
黒田工業	104	15,965,800	168	36,320,687	143	20,311,649	106	17,933,100	134	29,193,778	655	119,725,014
坂倉水道	114	22,571,486	123	23,596,422	137	16,835,914	121	14,447,700	149	37,226,298	644	114,677,820
鳴川工業	108	12,786,098	199	26,234,591	240	32,011,619	132	20,433,700	107	14,772,200	786	106,238,208
鍛冶清水道	203	26,100,287	188	21,629,419	131	18,870,629	95	15,255,700	121	21,991,750	738	103,847,785
吉村工業	86	9,330,362	113	12,418,084	101	12,995,027	118	16,888,350	125	28,703,970	543	80,335,793
中村設備	116	8,839,732	173	12,513,711	125	7,876,294	153	9,350,200	213	14,731,300	780	53,311,237
牛田水道	104	12,222,913	134	13,931,558	106	12,464,702	122	16,230,800	57	9,292,100	523	64,142,073
東洋光和	9	1,521,540	80	12,808,447	62	15,630,101	36	8,106,800	53	15,977,400	240	54,044,288
奥山住設	1	39,631	26	1,082,668	74	4,428,402	105	6,677,200	105	5,887,600	311	18,115,501
倉田班	412	12,365,208	51	1,356,025							463	13,721,233
平田班	0	0	0	0	104	2,930,107	90	2,525,500	45	1,411,100	239	6,866,707
ダイワ空調	6	499,841	14	383,398	5	2,474,867	0	0	1	78,400	26	3,436,506
金子工業	0	0	37	1,906,924	2	199,185	0	0	1	826,000	40	2,932,109
出忠管工業	0	0	21	809,178	12	350,538	15	646,700	7	234,600	55	2,041,016
三重シンリョー設備	0	0	1	334,105	0	0	0	0	0	0	1	334,105
三共商事	4	211,319									4	211,319
長谷川設備	0	0	0	0	0	0	2	164,000	1	11,500	3	175,500
堀井機管工業	0	0	1	53,399	0	0	0	0	0	0	1	53,399
伊藤設備	1	16,295	0	0	0	0					1	16,295
中部建設工業	0	0	0	0	1	15,694	0	0	0	0	1	15,694
津市水道指定事業者協同組合	0	0	1	11,640	0	0	0	0	0	0	1	11,640
合計	1,390	144,766,729	1,487	194,714,078	1,397	182,080,315	1,416	200,212,250	1,564	323,355,526	7,254	1,045,128,898

「給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務」業者別修繕実績（安芸事業所所管分）

地域	業者名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		合計	
		件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)	件数	金額(税抜)
安濃	新英工業					80	6,503,602	211	34,100,300	125	48,063,600	416	88,667,502
河芸	大西冷機工業所	43	2,959,858	51	3,623,822	68	4,689,434	81	12,096,000	65	7,646,800	308	31,015,914
美里	芦富	19	1,522,764	24	3,421,466	47	4,222,749	27	3,001,800	48	9,774,700	165	21,943,479
安濃	伊藤建設工業									30	5,142,600	30	5,142,600
安濃	村山設備	110	4,320,180	128	5,301,430	148	5,083,505	108	4,886,200	47	1,664,030	541	21,255,345
安濃	大森組	3	1,226,140	14	3,194,688	25	5,204,310	5	2,536,900	11	5,192,900	58	17,354,938
安濃	佐南組	2	1,746,520	10	6,989,999	6	1,063,950	6	878,600	0	0	24	10,679,069
芸濃	前川組	12	2,870,608	11	2,611,357	1	167,510	4	475,200	3	843,800	31	6,968,475
河芸	増川配管設備	3	1,608,301	15	2,434,156	0	0	6	310,400	3	140,100	27	4,492,957
安濃	大和建设	10	1,333,698	2	275,576	3	701,146	9	1,142,000	2	189,300	26	3,641,720
河芸	新和工業	1	27,619	7	570,884	18	572,517	4	475,800	5	1,499,800	35	3,146,620
芸濃	野呂建材	11	277,694	17	582,779	20	669,926	24	925,700	12	346,200	84	2,802,299
芸濃	フルイチ設備	8	396,295	4	251,788	7	549,492	3	144,100	19	915,200	41	2,256,875
河芸	山管工	4	135,315	0	0	23	680,608	0	0	14	778,000	41	1,593,923
安濃	安濃建設	2	391,990	1	170,569	1	251,800	2	750,000	0	0	6	1,564,359
安濃	河合組	1	567,860	2	442,770							3	1,010,630
美里	辻本水道	0	0	2	238,469	4	187,974	1	30,600	2	516,100	9	973,143
芸濃	井筒屋商店	2	86,650	0	0	1	57,212	2	95,200	2	98,200	7	337,262
芸濃	ロッシュ	0	0	1	133,178	0	0	1	95,700	1	206,200	3	435,078
芸濃	野間建設	0	0	0	0	0	0	0	0	3	179,900	3	179,900
芸濃	萩原建設	1	103,370	2	70,028	0	0	0	0	0	0	3	173,398
合計		232	19,574,862	291	30,312,959	452	30,605,735	494	61,944,500	392	83,197,430	1,861	225,635,486

	令和元年度								令和2年度								令和3年度													
	総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等	
			件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額			件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額			件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
新英工業																					6	2,175,439	2	559,950	1	483,909	1	156,180	2	975,400
創建	122	22,296,217	13	3,151,050	36	9,712,914	34	2,613,815	39	6,818,438	157	29,323,822	9	2,713,346	61	15,361,636	57	4,488,908	30	6,759,932	148	32,510,148	15	5,220,280	65	17,470,130	45	3,764,673	23	6,055,065
黒田工業	104	15,965,800	9	2,864,646	38	6,360,858	33	1,957,243	24	4,783,053	168	36,320,687	12	3,561,753	63	13,999,887	56	3,943,389	37	14,815,658	144	20,311,649	5	1,519,878	47	7,856,998	56	2,765,733	35	8,115,897
坂倉水道	114	22,571,486	18	4,030,526	43	7,140,468	21	2,258,347	32	9,142,145	123	23,596,422	7	2,781,640	43	9,501,886	47	1,578,128	26	9,734,768	137	16,835,914	5	1,493,143	61	10,630,459	54	3,106,072	17	1,606,240
鳴川工業	108	12,786,098	7	968,687	48	6,849,221	22	825,810	31	4,142,380	199	26,234,591	16	3,790,740	61	9,541,667	73	3,076,779	49	9,825,405	240	32,011,619	12	3,305,845	94	15,641,090	84	4,043,097	50	8,813,577
鍛冶清水道	203	26,100,287	9	1,839,283	72	13,114,346	24	941,633	98	10,205,025	188	21,629,419	7	2,076,215	53	8,473,476	51	2,202,985	77	8,876,743	131	18,870,629	2	586,376	43	7,399,930	48	3,293,280	38	7,591,043
吉村工業	86	9,330,362	6	1,775,276	24	3,339,671	23	1,183,446	33	3,031,969	113	12,418,084	3	1,278,200	33	4,440,485	52	1,677,339	25	5,022,060	101	12,995,027	3	597,992	39	6,183,390	50	2,017,370	9	4,196,275
中村設備	116	8,839,732	3	305,951	37	4,743,329	42	1,877,692	34	1,912,760	173	12,513,711	6	917,913	48	5,314,096	102	5,026,302	17	1,255,400	125	7,876,294	1	26,841	25	2,173,286	90	5,158,097	9	518,070
牛田水道	104	12,222,913	3	554,256	25	3,883,315	16	681,164	60	7,104,178	134	13,931,558	2	560,948	37	6,636,110	64	2,523,936	31	4,210,564	106	12,464,702	4	784,260	37	6,872,848	38	1,862,894	27	2,944,700
東洋光和	9	1,521,540	1	57,822	4	839,466	1	69,592	3	554,660	80	12,808,447	4	508,241	36	8,507,772	31	1,457,083	9	2,335,351	62	15,630,101	2	457,055	26	5,155,470	23	3,563,436	11	6,454,140
奥山住設	1	39,631	0	0	1	39,631	0	0	0	0	26	1,082,668	0	0	15	777,655	10	282,713	1	22,300	73	4,428,402	1	22,768	23	1,990,131	49	2,453,246	1	15,400
倉田班	412	12,365,208	0	0	47	2,047,443	331	9,922,015	34	395,750	51	1,356,025	0	0	0	0	0	0	0	0	104	2,930,107	0	0	6	184,543	97	2,744,036	1	1,528
平田班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	2,930,107	0	0	6	184,543	97	2,744,036	1	1,528
ダイワ空調設備	6	499,841	0	0	2	297,266	4	202,575	0	0	14	383,398	0	0	4	129,246	10	254,152	0	0	5	2,474,867	1	120,427	3	2,296,540	0	0	1	57,900
金子工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	1,906,924	0	0	7	801,730	25	615,042	5	490,152	2	199,185	0	0	1	29,185	0	0	1	170,000
出忠管工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	809,178	1	20,800	5	193,623	15	594,755	0	0	12	350,538	0	0	1	14,091	11	336,447	0	0
三重シンリョー設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	334,105	0	0	0	0	1	334,105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三共商事	4	211,319	0	0	1	110,437	2	94,182	1	6,700																				
長谷川設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堀井機管工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	53,399	0	0	0	0	1	53,399	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊藤設備	1	16,295	0	0	0	0	1	16,295	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部建設工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15,694	0	0	0	0	1	15,694	0	0
津市水道指定事業者協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11,640	0	0	0	0	1	11,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,390	144,766,729	69	15,547,497	378	58,478,365	554	22,643,809	389	48,097,058	1,487	194,714,078	67	18,209,796	466	83,679,269	647	29,476,680	307	63,348,333	1,397	182,080,315	53	14,694,815	472	84,382,000	647	35,280,255	225	47,515,235

	令和4年度								令和5年度								合計													
	総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等	
			件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額			件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額			件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
新英工業	229	50,440,800	13	8,232,300	92	25,652,100	65	4,945,500	59	11,610,900	296	102,501,900	11	7,589,300	142	54,891,800	48	4,607,200	95	35,413,600	531	155,118,139	26	16,381,550	235	81,027,809	114	9,708,880	156	47,999,900
創建	92	21,111,700	2	898,200	44	11,867,700	35	1,842,500	11	6,503,300	149	40,515,630	10	4,918,400	80	28,047,200	38	2,420,360	21	5,129,670	668	145,757,517	49	16,901,276	286	82,459,580	209	15,130,256	124	31,266,405
黒田工業	106	17,933,100	4	741,700	57	10,777,900	28	1,764,000	17	4,649,500	134	29,193,778	5	3,304,600	58	11,935,500	41	2,269,600	30	11,684,078	656	119,725,014	35	11,992,577	263	50,931,143	214	12,699,965	143	44,048,186
坂倉水道	121	14,447,700	3	995,900	46	7,360,300	57	2,382,600	15	3,708,900	149	37,226,298	10	6,587,600	71	18,618,998	52	3,516,900	16	8,502,800	644	114,677,820	43	15,888,809	264	53,252,111	231	12,842,047	106	32,694,853
鳴川工業	132	20,433,700	8	1,484,500	73	14,367,300	31	1,373,800	20	3,208,100	107	14,772,200	6	2,583,200	46	9,010,100	52	2,683,700	3	495,200	786	106,238,208	49	12,132,972	322	55,409,378	262	12,003,186	153	26,484,662
鍛冶清水道	95	15,255,700	4	1,430,400	19	2,374,800	42	3,102,500	30	8,348,000	121	21,991,750	6	2,355,200	39	9,838,200	34	2,378,000	42	7,420,350	738	103,847,785	28	8,287,474	226	41,200,752	199	11,918,398	285	42,441,161
吉村工業	118	16,888,350	5	1,135,200	44	10,855,100	54	2,290,650	15	2,607,400	125	28,703,970	10	9,121,200	28	8,026,600	47	3,075,500	40	8,480,670	543	80,335,793	27	13,907,868	168	32,845,246	226	10,244,305	122	23,338,374
中村設備	153	9,350,200	4	658,000	29	2,107,800	109	5,711,200	11	873,200	213	14,731,300	7	560,600	51	5,538,000	132	7,549,600	23	1,083,100	780	53,311,237	21	2,469,305	190	19,876,511	475	25,322,891	94	5,642,530
牛田水道	122	16,230,800	6	2,290,200	33	7,027,400	51	2,592,700	32	4,320,500	57	9,292,100	3	545,100	23	5,419,700	14	1,123,200	17	2,204,100	523	64,142,073	18	4,734,764	155	29,839,373	183	8,783,894	167	20,784,042
東洋光和	36	8,106,800	0	0	9	1,768,700	18	3,680,900	9	2,657,200	53	15,977,400	2	1,023,700	23	9,493,500	19	3,471,200	9	1,989,000	240	54,044,288	9	2,046,818	98	25,764,908	92	12,242,211	41	13,990,351
奥山住設	105	6,677,200	0	0	34	2,926,100	69	3,698,600	2	52,500	105	5,887,600	0	0	23	1,643,700	81	4,172,600	1	71,300	310	18,115,501	1	22,768	96	7,377,217	209	10,607,159	5	161,500
倉田班																					463	13,721,233	0	0	47	2,047,443	382	11,278,040	34	395,750
平田班	90	2,525,500	0	0	2	70,200	86	2,391,800	2	63,500	45	1,411,100	0	0	1	42,700	44	1,368,400	0	0	239	6,866,707	0	0	9	297,443	227	6,504,236	3	65,028
ダイワ空調設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	78,400	0	0	0	0	0	0	1	78,400	26	3,436,506	1	120,427	9	2,723,052	14	456,727	2	136,300
金子工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	826,000	0	0	0	0	0	0	1	826,000	40	2,932,109	0	0	8	830,915	25	615,042	7	1,486,152
出忠管工業	15	646,700	1	25,90																										

「給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務」業者別修繕内容分布(安芸事業所所管分)

	令和元年度								令和2年度								令和3年度														
	総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
新英工業																						80	6,503,602	2	1,294,351	0	0	77	5,089,781	1	119,470
大西冷機工業所	43	2,959,858	6	1,212,456	3	413,969	30	1,306,633	4	26,800	51	3,623,822	10	1,206,002	4	734,129	35	1,630,091	2	53,600	68	4,689,434	8	1,355,467	3	183,364	54	2,358,257	3	792,346	
芦富	19	1,522,764	2	610,327	1	29,762	14	736,875	2	145,800	24	3,421,466	10	2,394,290	3	520,046	11	507,130	0	0	47	4,222,749	4	1,180,282	0	0	36	2,324,259	7	718,208	
伊藤建設工業																															
村山設備	110	4,320,180	3	328,474	1	44,485	96	3,868,621	10	78,600	128	5,301,430	4	633,570	0	0	119	4,633,760	5	34,100	148	5,083,505	1	57,870	2	55,999	142	4,948,936	3	20,700	
大森組	3	1,226,140	2	958,460	0	0	0	0	1	267,680	14	3,194,688	5	1,314,350	6	1,338,266	1	70,412	2	471,660	25	5,204,310	5	1,089,025	3	696,300	11	1,717,115	6	1,701,870	
佐南組	2	1,746,520	1	285,140	0	0	0	0	1	1,461,380	10	6,989,999	5	4,785,090	2	563,554	2	86,855	1	1,554,500	6	1,063,950	1	205,180	1	73,504	3	429,986	1	355,280	
前川組	12	2,870,608	5	1,161,630	3	1,051,616	1	107,922	3	549,440	11	2,611,357	4	1,395,174	4	467,367	0	0	3	748,816	1	167,510	1	167,510	0	0	0	0	0	0	
増川配管設備(マスクワ)	3	1,608,301	0	0	2	920,744	0	0	1	742,561	15	2,434,156	2	1,608,727	2	228,058	10	366,571	1	230,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大和建设	10	1,333,698	2	289,820	5	647,259	2	150,219	1	246,400	2	275,576	1	190,346	1	85,230	0	0	0	0	3	701,146	2	623,820	1	77,326	0	0	0	0	
新和工業	1	27,619	0	0	1	27,619	0	0	0	0	7	570,884	0	0	0	0	7	570,884	0	0	18	572,517	0	0	0	0	17	565,617	1	6,900	
野呂建材店	11	277,694	0	0	0	0	10	270,994	1	6,700	17	582,779	0	0	0	0	16	575,879	1	6,900	20	669,926	0	0	1	166,530	17	489,596	2	13,800	
フルイチ設備	8	396,295	0	0	1	58,530	6	298,165	1	39,600	4	251,788	0	0	0	0	4	251,788	0	0	7	549,492	1	216,120	0	0	6	333,372	0	0	
山管工	4	135,315	0	0	4	135,315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	680,608	0	0	0	0	23	680,608	0	0		
安濃建設	2	391,990	1	355,540	1	36,450	0	0	0	0	1	170,569	0	0	1	170,569	0	0	0	0	1	251,800	1	251,800	0	0	0	0	0	0	
河合組	1	567,860	1	567,860	0	0	0	0	0	0	2	442,770	2	442,770	0	0	0	0	0	0											
辻本水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	238,469	2	238,469	0	0	0	0	0	0	4	187,974	0	0	1	12,854	3	175,120	0	0	
井筒屋商店	2	86,650	0	0	0	0	2	86,650	0	0	2	70,028	0	0	0	0	2	70,028	0	0	1	57,212	0	0	0	0	1	57,212	0	0	
ロッシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	133,178	1	133,178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
野間建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
萩原建設	1	103,370	0	0	1	103,370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	232	19,574,862	23	5,769,707	23	3,469,119	161	6,826,079	25	3,564,961	291	30,312,959	46	14,341,966	23	4,107,219	207	8,763,398	15	3,100,376	452	30,605,735	26	6,441,425	12	1,265,877	390	19,169,859	24	3,728,574	

	令和4年度								令和5年度								合計													
	総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等		総件数	総金額	公道配水管		公道給水管		宅内		舗装復旧等	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新英工業	211	34,100,300	33	18,604,000	10	2,622,300	144	7,924,600	24	4,949,400	125	48,063,600	50	29,836,600	10	4,132,700	11	3,161,000	54	10,933,300	416	88,667,502	85	49,734,951	20	6,755,000	232	16,175,381	79	16,002,170
大西冷機工業所	81	12,096,000	21	7,883,400	5	539,000	35	1,759,800	20	1,913,800	65	7,646,800	12	3,415,200	12	1,467,900	22	1,861,500	19	902,200	308	31,015,914	57	15,072,525	27	3,338,362	176	8,916,281	48	3,688,746
芦富	27	3,001,800	3	521,300	3	690,400	14	563,400	7	1,226,700	48	9,774,700	10	3,469,300	5	1,491,600	16	2,097,500	17	2,716,300	165	21,943,479	29	8,175,499	12	2,731,808	91	6,229,164	33	4,807,008
伊藤建設工業											30	5,142,600	5	2,024,000	8	1,523,200	9	660,000	8	935,400	30	5,142,600	5	2,024,000	8	1,523,200	9	660,000	8	935,400
村山設備	108	4,886,200	0	0	0	0	108	4,886,200	0	0	47	1,664,030	0	0	0	0	38	1,554,000	9	110,030	541	21,255,345	8	1,019,914	3	100,484	503	19,891,517	27	243,430
大森組	5	2,536,900	1	1,091,800	1	460,600	2	108,900	1	875,600	11	5,192,900	5	3,861,600	2	264,700	1	53,100	3	1,013,500	58	17,354,938	18	8,315,235	12	2,759,866	15	1,949,527	13	4,330,310
佐南組	6	878,600	1	464,300	0	0	3	162,600	2	251,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	10,679,069	8	5,739,710	3	637,058	8	679,441	5	3,622,860	
前川組	4	475,200	1	315,300	0	0	3	159,900	0	0	3	843,800	1	470,400	1	322,000	1	51,400	0	0	31	6,968,475	12	3,510,014	8	1,840,983	5	319,222	6	1,298,256
増川配管設備(マスクワ)	6	310,400	0	0	2	123,800	4	186,600	0	0	3	140,100	0	0	1	38,700	2	101,400	0	0	27	4,492,957	2	1,608,727	7	1,311,302	16	654,571	2	973,361
大和建设	9	1,142,000	3	664,800	3	356,900	3	120,300	0	0	2	189,300	0	0	0	0	2	189,300	0	0	26	3,641,720	8	1,768,786	10	1,166,715	7	459,819	1	246,400
新和工業	4	475,800	1	317,700	1	28,900	1	43,900	1	85,300	5	1,499,800	2	1,380,800	0	0	3	119,000	0	0	35	3,146,620	3	1,698,500	2	56,519	28	1,299,401	2	92,200
野呂建材店	24	925,700	0	0	0	0	23	913,000	1	12,700	12	346,200	0	0	0	0	9	306,900	3	39,300	84	2,802,299	0	0	1	166,530	75	2,556,369	8	79,400
フルイチ設備	3	144,100	0	0	0	0	3	144,100	0	0	19	915,200	0	0	0	0	17	884,300	2	30,900	41	2,256,875	1	216,120	1	58,530	36	1,911,725	3	70,500
山管工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	778,000	0	0	11	660,700	3	117,300	0	0	41	1,593,923	0	0	15	796,015	26	797,908	0	0
安濃建設	2	750,000	1	608,700	0	0	0	0	1	141,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,564,359	3	1,216,040	2	207,019	0	0	1	141,300	
河合組																					3	1,010,630	3	1,010,630	0	0	0	0	0	0
辻本水道	1	30,600	0	0	0	0	1	30,600	0	0	2	516,100	1	472,300	0	0	1	43,800	0	0	9	973,143	3	710,769	1	12,854	5	249,520	0	0
井筒屋商店	2	95,200	0	0	1	79,100	1	16,100	0	0	2	98,200	0	0	0	0	2	98,200	0	0	9	407,290	0	0	1	79,100	8	328,190	0	0
ロッシュ	1	95,700	0	0	1	95,700	0	0	0	0	1	206,200	0	0	1	206,200	0	0	0	0	3	435,078	1	133,178	2	301,900	0	0	0	0
野間建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	179,900	0	0	0	0	3	179,900	0	0	3	179,900	0	0	0	0	3	179,900	0	0
萩原建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	103,370	0	0	1	103,370	0	0	0	0	
計	494	61,944,500	65	30,471,300	27	4,996,700	345	17,020,000	57	9,456,500	392	83,197,430	86	44,930,200	51	10,107,700	140	11,478,600	115	16,680,930	1,861	225,635,486	246	101,954,598	136	23,946,615	1,243	63,257,936	236	36,531,341

※舗装復旧等は、

建設業法に違反する疑いがある事案一覧表

番号	業務名	業務実施日 又は期間	業務日数	請負金額（税抜）	業務概要	担当課
1	阿漕町津興地内配水管移設修繕業務	令和3年2月18日	1日	6,276,302円	民間の新築工事に伴い外壁工事を施工していたところ、水道本管が民地に布設されていることが判明し、施主より外壁工事をするため早急な移設を求められたことから、緊急に移設を実施した。	水道工務課
2	安濃町浄土寺地内配水管布設替修繕業務	令和4年11月25日～ 令和4年12月8日	6日	4,700,200円	以前から漏水修繕を重ね、管の表面に腐食が多数発生していた口径80ミリメートルの鋼管の布設替を実施した。	安芸事業所
3	納所地内配水管漏水修繕業務	令和5年4月20日～ 令和5年5月18日	2日	5,710,000円	安濃川第二水管橋西側において、口径800ミリメートルの送水管より漏水が発生し、緊急修繕を実施した。	水道工務課
4	一身田町地内配水管移設修繕業務	令和5年8月10日	1日	5,737,500円	道路改良工事（市道浜田長岡線）に伴い、建設整備課より早急に移設するよう求められたことから緊急に移設を実施した。	水道工務課
5	安濃町太田地内配水管布設替修繕業務	令和6年1月10日～ 令和6年3月27日	13日	6,539,800円	以前から漏水修繕を重ね、管の表面に腐食が多数発生していた口径150ミリメートルの鋼管の布設替を実施した。	安芸事業所
6	野田地内給水管移設修繕業務	令和6年4月1日～ 令和6年4月19日	17日	5,078,500円	道路管理者により舗装復旧工事が発注されたことに伴い、鉛管改良を施工する必要が生じたことから緊急修繕を実施した。	水道工務課
7	安濃町田端上野地内配水管布設替修繕業務	令和6年4月12日～ 令和6年6月24日	9日	5,282,800円	以前から漏水修繕を重ね、管の表面に腐食が多数発生していた口径80ミリメートルの鋼管の布設替を実施した。	安芸事業所
8	芸濃町北神山地内配水管布設替修繕業務	令和6年6月1日～ 令和6年6月27日	7日	5,027,500円	令和4年度から連続して漏水が発生していた区間において口径150ミリメートルのビニルパイプの布設替を実施した。	安芸事業所
9	河芸町千里ヶ丘地内配水管布設替修繕業務	令和6年6月10日～ 令和6年7月9日	6日	9,722,200円	令和4年度から連続して漏水が発生していた区間において口径50ミリメートルのビニルパイプの布設替を実施した。	安芸事業所